

2015年4月26日

筒井哲郎

世界三流の規制基準

1. 「世界最高水準」という井の中の蛙

原発再稼働のための新規制基準適合性審査により、昨年の中に九州電力川内原発と関西電力高浜原発の2箇所に、設置変更許可申請書の許可が決定された。それに対して、地元の市民団体が鹿児島地裁と福井地裁にそれぞれ「原発運転差し止め仮処分申立」を行った。それらの決定が、福井地裁においては4月14日、鹿児島地裁においては4月22日に下されたが、両判決は現在の規制基準に対して正反対の判断を示した。その対照を表示すると下記のようになる。

| | 福井地裁 | 鹿児島地裁 |
|-------|--------------|--------------------|
| 全般 | 緩やかにすぎ合理性を欠く | 科学的知見に基づくもので合理的である |
| 基準地震動 | 算定方法は不合理 | 地域的特性が考慮されている |
| 火山噴火 | —— | 火山学者が確率は少ないと言っている |
| 避難計画 | —— | 一応の実効性を備えている |

一番の問題は、福井地裁が、「現在の新規制基準は緩やか過ぎて安全性を保てない」と言っていることである。安倍首相も田中俊一原子力規制委員長も、2013年7月の新規制基準施行以来、たびたび「新規制基準は世界最高水準である」と発言してきた。こういう言葉に対してまともに相手をするのは、少しでも常識ある人間にはばかばかしいから放置してきたが、福井地裁の決定が出た後もそういう言葉を繰り返して、「判決には誤認がある」などと言って、世間を煙に巻こうとしている（注1）。

普通の工業製品について、たとえば「日本の自動車の安全基準は世界最高水準だ」などと言ったら、「馬鹿か」といわれる。家電製品でも、飛行機でも、コンピュータなどでもほとんど同じ安全基準で世界に通用している。では一品料理で作る石油プラントや船などはどうか。まず、ほとんど同じである。これらの製品は相互に輸出しているから規制は各国の当局が行っているけれども、基準自体に大きな違いはない。たとえば、石油プラントの耐火基準は、アメリカのNFPA(National Fire Protection Association)の基準が世界のDe facto standardになっていて、それを翻訳した基準がたいいていの国で適用されている。また、そうでなければ、保険業界が保険を受け付けてくれない。したがって、

社会慣行とか思想の違いということではなくて、経済界の普遍的なリスク管理ルールとして、国際的な経済活動に参加している先進諸国間の工業製品間で、安全性を保持するための規制基準に大きな相違はない。

しかし、原発はきわめてローカルな基準がまかり通っている。理由は次の2点である。

- 1) 地震・津波・火山などの自然災害のリスクが地域によって大幅に違う。
- 2) 原発被害賠償の当時者責任が、意図的に少額（1200億円）に限られているので、電力会社は事故を起こしても、経済的に痛痒を感じない。残りのすべての負担は政府が行う（注2）。そうすると、判断基準は各国政府に委ねられ、ある国では厳しく、ある国では緩くなる。各国内にある原子力ムラの社会的な影響力の大小によって緩い国と厳しい国が出てくる。日本のようなコネ社会ではもっとも緩くなる。

日本が特別緩い国だという例として、かつて原子力安全委員会委員長であった班目春樹氏は「日本の規制基準は30年遅れていた」と率直に語っている（注3）。同氏は2010年に原子力安全委員長に就任したが、その数カ月後から、日本の規制に深層防護を導入するよう企画し、3.11地震当日にはそのためのシンポジウムの準備をしていたという。その当時の日本の規制は、第3層「設計基準内の事故の制御」までで、第4層「炉心溶融後の過酷事故の影響緩和」、第5層「放射能が大量放出した後の対策」は対象外としていた。

要するに、「日本が一番」などという言葉は、世界に伍して働いている業界の人間には浮かばない発想であって、国内の利益共同体の中だけで仕事をしている業界人だけに浮かぶ着想である。

2. 海外の基準との比較表

とはいえ、御託を並べていても実態を示さなければ日本が遅れている証明にはならないから、添付表で米国・EUとの比較を示しておこう。

米国・EUの規制はクライテリアがはっきりしていて、その判断基準に逸脱していれば作っただけの原発でも直ちに閉鎖するということが行われる。ドイツのコブレンツ郊外にあるミュルハイム・ケアリッヒ原発は活断層があるという理由で13カ月動かすだけで閉鎖した。アメリカのロングアイランド州ショアハム原発は速やかな避難計画が立てられないとして、建設後に動かさないまま廃炉にされた（注4）。ニューヨーク市近郊40マイル（65km）に位置するインディアン・ポイント原発が事故を起こした場合には、半径80km以内の住民を避難させることができないという理由で、福島事故後に閉鎖された（注5）。つまり、上記の第5層にかかわる避難計画が立てられないとして、廃炉にされたのである。日本では原子力規制委員会は防災・避難計画を規制対象外とし、「それは地元自治体が自主的にやるべきことだ」といっている。つまり、総合的な原子力の安全規制が行われていない。

アメリカの規制基準は 2 万ページあり、その内容も毎年改定されている。学会規格である ASME (アメリカ機械学会規格で、その一部は原子炉圧力容器の規格になっている) は 4 半期ごとに改定されている。しかるに、日本ではいったん決められたらほとんど改訂されない。規制基準の一部として準用されている学協会規格 (ASME に相当するものは日本機械学会規格) は、福島事故後改定の必要が認められていながら未だ改定されていない。そればかりか、規制基準の脇を固める審査基準 (基準地震動、重要度分類など) がいまだ改定されていないために、基準地震動などを電力会社に決めさせている。

基準や規格を改定していくには、常時それを職務とする高度の専門家集団が必要であるが、日本では上級職公務員がリードする組織の中に専門職の事務局を置き、外部の学者などがパートタイムで働く有識者会議があるという状態である。その結果、自ら研究をリードすることは少なく、外国の基準の動向を後追いつているのが実態である。それも割引しながらやっているうちに 30 年遅れになっていたということであろう。

3. 本質的な哲学の欠如

古賀茂明氏がその著書で、佐藤暁氏の「原発事故に対する 5 つの哲学」を紹介している (注 6)。

第 1 の哲学は、「Nuclear free zone」。原発事故には一切関わりたくないから原発は作らないという考え方。オーストラリアやニュージーランドが採る哲学だ。

第 2 の哲学は、「Sudden death」。他国の事故を見て、直ちに原発を止めようとする考え方で、イタリアがこれに当たる。チェルノブイリの事故を見て原発を止めた。その後ほとぼりが冷めて、原発建設計画がかなり具体化されつつあったが、福島第 1 原発の事故を見て、国民の 95% が原発に反対して再度封印されてしまった。

第 3 の哲学は、「Phase-out」。国民的議論を経た上で、ある程度時間をかけて原発を止めようという、より現実的な考え方。ドイツやスウェーデンの政策だ。国民の間で情報を共有しながら議論して、一つの方向に向かって一致団結して頑張ろうという姿勢に見える。ここでも、原発論議は単なる技術論や経済論ではなく、倫理、哲学の問題としてとらえられる。

第 4 の哲学が、「No compromise」。原発推進を前提にしてそのリスクに真っ正面からぶつかり、妥協せずにすべてのリスクを封じ込めようという考え方。アメリカがこれに当たる。フランスもこれに近い。自然災害などに対しても 10 万年に一度というレベルで徹底した対策を講じる。風速 130m のハリケーンを想定し、吹き飛ばされた自動車がミサイル並みの速度で雨あられと原発建屋に降ってくるということまで想定する。ニューヨーク州に作った原発は嵐の日に事故が起きたら船で住民を避難させることができないという理由で、完成後にもかかわらず廃炉にしてしまっ

た。テロ対策のために 150 人の兵士を各原発に配備する。そこまでやるか、というところまでやる。

第 5 の哲学は何か。これが哲学と言えるのかははなはだ疑問だが、「Untouchable」。そう、わが国の政策だ。政治も行政も財界も学界もマスコミも触れることができな
い、何があっても揺らぐことはない。暗黒街のマフィアのような存在として、誰も
その問題に手をつけることができず、原発リスクについて語ることさえタブーだっ
た。

「世界最高水準」という空疎な言葉が、その業務の中心を担う人の口から言われるこ
と自体、言っている本人もその意味が分かっているのかどうか怪しいものである。

添付資料：

[「新規制基準が世界三流の理由」](#)

- 注1. その指摘が間違いであることを、原子力規制を監視する市民の会が明らかにしてい
る。「事実誤認は原子力規制委員会・規制庁の側」を参照。
<http://kiseikanshi.main.jp/2015/04/17/gonin/>
- 注2. 2013 年度までに発生した費用だけで、11 兆円に上り、今後 100 年くらいはかかる
であろう期間の補償額はまだまだ未知である。
大島堅一・除本理史「福島原発事故のコストと国民・電力消費者への負担転嫁の拡
大」『経営研究』第 65 巻、第 2 号
- 注3. 「福島事故。班目春樹・元原子力安全委員長に聞く」『WEB RONZA』2015 年 3 月
30 日
<http://webronza.asahi.com/science/articles/2015032600008.html>
- 注4. 「ショアハム原子力発電所」Wikipedia
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%82%A2%E3%83%8F%E3%83%A0%E5%8E%9F%E5%AD%90%E5%8A%9B%E7%99%BA%E9%9B%BB%E6%89%80>
- 注5. 「NY 近郊の原発・インディアン・ポイント」『CLAIR メールマガジン』2012 年 7
月配信
http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/201207/1-6.pdf
- 注6. 古賀茂明『原発の倫理学』講談社、2013 年、p.88